

(別表) (第 11 条関係)

経 費 の 区 分	分担する 市 村	分 担 割 合 (%)
第 3 条第 1 号及び第 2 号の事務に要する経費	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	平 均 割 5
		人 口 割 95
第 3 条第 2 号 (し尿処理施設に係るものに限る。) の事務に要する経費のうち、し尿処理に要する経費	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	処 分 実 績 割 100
第 3 条第 2 号 (し尿処理施設に係るものに限る。) の事務に要する経費のうち、建設に要する経費 (建設費の償還金を含む。)	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	平 均 割 5
		規 模 割 95
第 3 条第 2 号 (ごみ焼却施設に係るものに限る。) の事務に要する経費のうち、建設に要する経費	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	平 均 割 15
		人 口 割 15
		処 分 実 績 割 70
第 3 条第 2 号 (ごみ焼却施設に係るものに限る。) の事務に要する経費 (建設費の償還金を含む。)	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	処 分 実 績 割 100
第 3 条第 2 号 (保管施設に係るものに限る。) の事務に要する経費のうち、建設に要する経費	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	平 均 割 15
		人 口 割 15
		処 分 実 績 割 70
第 3 条第 2 号 (保管施設に係るものに限る。) の事務に要する経費 (建設費の償還金を含む。)	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村	処 分 実 績 割 100
第 3 条第 3 号の事務に要する経費 (建設費以外の償還金を含む。)	飯 山 市 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村 栄 村	地方交付税の消防費に係る基準財政需要額割 100

第3条第3号の事務に要する経費のうち、消防署及び分署の用地取得に要する経費	飯山市 木島平村	消防署に係る用地費	飯山市	80	
			木島平村	20	
	野沢温泉村	野沢分署に係る用地費	100		
	栄村	栄分署に係る用地費	100		
第3条第3号の事務に要する経費のうち、消防署及び分署の建設に要する経費（建設費の償還金を含む。）	飯山市 木島平村 野沢温泉村 栄村	消防署及び分署に係る建設費	30	建設地元割 （消防署及び分署の用地取得に要する経費に係る分担割合に同じ。）	
				70	平均割
			人口割		95

- (備考) 1 人口割の基礎とする人口は、組合の会計年度の初日の属する年の前年の10月1日現在の人口について、長野県が毎月人口異動報告により公表するものによる。
- 2 処分実績割の基礎となる処分実績は、組合の会計年度の初日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの実績による。
- 3 基準財政需要額割の基礎とする基準財政需要額は、組合の会計年度の前年度の地方交付税算定における消防費の基準財政需要額による。